



令和5年7月31日

担当課	生活支援第2課
担当者	松本、竹友、大峰
電話	(073) 435-1061
内線	5163

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付について ～ 7月31日に確認書の発送を開始します。～

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯当たり3万円を給付します。

市が保有する情報で住民税非課税世帯に該当する可能性が高いと考えられる世帯に対しては、世帯主の住民登録のある住所宛てに、確認書の送付を開始します。

確認書が届かない世帯の方で、「1 対象者」の②に該当する世帯の方は、専用コールセンター（0120-969-861）までお問い合わせください。

1 対象者

① 住民税非課税世帯

基準日（令和5年6月1日）時点において、和歌山市に住民登録されており、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯

② 家計急変世帯

基準日（令和5年6月1日）時点において、和歌山市に住民登録されており、①のほか予期せず令和5年1月から10月までの収入が減少し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ ①、②のいずれも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

2 給付額 1世帯当たり3万円

3 申請方法等について

(1) 提出先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局
(所在地：和歌山市六番丁19（株）フジ田産業六番丁ビル)

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 提出物

① 住民税非課税世帯で、世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から和歌山市にお住いの場合

⇒ 確認書（内容を確認し、必要事項の記入が必要）

② 住民税非課税世帯であっても世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合、家計急変世帯に該当すると思われる場合等

⇒ 申請書及び添付書類

※ 申請書用紙をご希望の方はコールセンターへお電話をいただくか、和歌山市ホームページからダウンロードしてください。

※ 添付書類等、詳細については、コールセンターでご確認ください。

(4) 申請期限 令和5年10月31日（火）

4 その他注意事項等

○ 事務局への来所をご希望の場合は、必ず事前にコールセンターで来所日時のご予約をお願いします。

○ 給付金をかたった「振込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！